

令和5年度 階層別選択研修（共同）「行政法」実施要領

- 1 目的 行政法の基礎を学ぶとともに、具体的な事例を取り上げながら法的に問題となる点について考えることにより、行政法の理解を深め、実務に役立つ知識を身に付ける。
- 2 対象 **【県】** 次のいずれかに該当する職員
 - ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員
 - ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員**【市町村】** 主任級以下の職員
- 3 予定人員 県150人・市町村150人
- 4 日程 各所属・各団体に指定する期間
- 5 手法 eラーニングシステム「e-Lab」（イーラボ）による動画研修
動画視聴の詳細については、「動画視聴について」を確認してください。
- 6 配信期間 11月1日（水）から12月28日（木）まで

7 カリキュラム及び講師

カリキュラム	講師	予定時間	テキスト
行政法	弁護士 立命館大学法学部 教授 田中 良弘 氏	19時間30分	○

※テキストはイーラボの動画の視聴ページからダウンロードしてください。

- 8 会場 各所属ほか
- 9 準備品 筆記用具、インターネットに接続できるパソコン等の端末、テキスト等研修資料、実施要領、シラバス（研修案内）、「動画視聴について」
- 10 受講報告 (1) 県職員：
 - ①電子申請フォーム (<https://logoform.jp/form/vqMu/276462>) から受講報告（アンケート）を入力
 - ②研修効果確認レポートを県職員担当杉崎宛電子メールで提出
これらの提出をもって修了認定を行います。(2) 市町村の受講者：
電子申請フォーム (<https://logoform.jp/form/vqMu/276462>) から受講報告（アンケート）を入力
- (3) 提出期限：令和6年1月5日（金）

11 その他

- (1) 県職員には研修効果確認レポート（A4判1枚程度）を後日ご提出いただきます。
- (2) 講義動画及びテキストは本研修のみに限り使用し、録画、撮影、スクリーンショット、引用、転用、転載、第三者への共有等はしないでください。
- (3) 業務等の都合によりやむを得ず欠席する場合は、所属長確認の上、欠席届を電子申請フォームにより提出してください。
【県職員用】 <https://logoform.jp/form/vqMu/187195>
【市町村職員】 御自身の所属団体の研修担当課へ申し出をしてください。

担当：人材開発グループ 県職員担当 杉崎 【E-mail】 sugisaki@hitozukuri.or.jp
人材開発グループ 市町村職員担当 川本 【E-mail】 kawamoto@hitozukuri.or.jp
【電話】 048-664-6681 (県職員担当) 048-664-6684 (市町村職員担当)
【FAX】 048-664-6667 (共通)

階層別選択研修（共同）

研修名	中級【法律・経済分野】	おすすめポイント	
		行政法	行政法を初めて学習する方にも分かりやすいよう、判例や身近な事例を交えた講義となっています。自治体職員として職務を行う上で理解しておくべき知識について、基礎から学ぶことができます。
講師	弁護士 立命館大学法学部 教授 田中 良弘	実施日数・時間	計19時間30分程度
		手法	動画研修
		会場	各所属ほか
		市町村研修コード	202
ねらい	行政法の基礎を学ぶとともに、具体的な事例を取り上げながら法的に問題となる点について考えることにより、行政法の理解を深め、実務に役立つ知識を身に付けます。		
対象者	【県】 次のいずれかに該当する職員 ・令和2年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員 ・令和4年4月1日以前に採用された主事・技師・主任級の職員で、令和5年4月1日現在25歳以上の職員 【市町村】 主任級以下の職員		
実施日	研修生に別途通知		
予定人員	県150人・市町村150人		
学 習 計 画			
カリキュラム	動画時間数		内 容
	時	分	
行政法の基礎 行政法の基本原理／一般原則 行政の行為形式 行政裁量	6	30	・行政法とは何か？ ・法律による行政の原理／平等原則 等 ・行政行為／行政契約／行政指導 等 ・裁量とは何か？／裁量の範囲
行政の実効性確保 行政手続	6	30	・代執行／行政上の強制徴収／即時強制 等 ・申請に対する処分 ・不利益処分 ・届出／行政指導／意見公募手続
行政救済法 行政事件訴訟法 行政不服審査法 国家賠償法	6	30	・行政救済に関する法的仕組みの全体像 ・行政事件訴訟法の概要 ・行政不服審査法の仕組みと手続の流れ ・国家賠償法の概要と具体的事例
特記事項	・県職員：人事委員会事務局が実施する主査級昇任試験の受験要件となる選択研修です。県職員のみ受講後は研修効果確認レポートの提出が必要です。		